

日野町 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定
(令和 4 年 3 月改定)

日野町

日野町公共施設等総合管理計画

目次

第1章 はじめに	1
1-1 計画策定の背景と目的.....	1
1-2 計画の位置付け.....	1
1-3 計画の対象範囲.....	2
1-4 計画の期間.....	2
1-5 日野町の地勢・沿革.....	3
(1)地勢.....	3
(2)沿革.....	3
第2章 公共施設等を取り巻く社会状況	4
2-1 人口の動向.....	4
(1)これまでの人口の推移.....	4
(2)将来展望人口.....	4
2-2 財政状況.....	5
第3章 公共施設等の現況、及び、将来更新費用	7
3-1 公共建築物の現況.....	7
(1)施設の種類.....	7
(2)施設の保有状況.....	9
(3)建築年度別の整備状況.....	10
(4)施設の耐震化状況.....	10
3-2 インフラ資産の現況.....	11
(1)道路.....	11
(2)橋りょう.....	11
(3)上水道施設.....	12
(4)下水道施設.....	13
3-3 他自治体との比較.....	14
3-4 公共施設等の将来改修・更新費用.....	16
(1)試算条件.....	16
(2)試算結果.....	20

第4章 公共施設等における課題と全体の基本方針	22
4-1 本町が抱える公共施設等に関する課題	22
4-2 公共施設等の管理における全体の基本方針	23
(1)基本方針	23
(2)項目別の公共施設等維持管理に関する方針	24
(3)本計画のフォローアップ	26
第5章 施設類型別の維持管理方針	27
5-1 施設類型別維持管理方針	27
(1)市民文化系施設	27
(2)社会教育系施設	29
(3)スポーツ・レクリエーション系施設	31
(4)産業系施設	33
(5)学校教育系施設	34
(6)子育て支援施設	35
(7)保健・福祉施設	37
(8)行政系施設	40
(9)公営住宅	43
(10)公園	44
(11)道路	45
(12)橋りょう	46
(13)上水道施設	47
(14)下水道施設	49
参考 本章に掲載する施設一覧の記載内容	50

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

本計画は、総務省の要請に基づき、公共建築物、上水道や道路等のインフラ資産(以下、公共施設等)の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

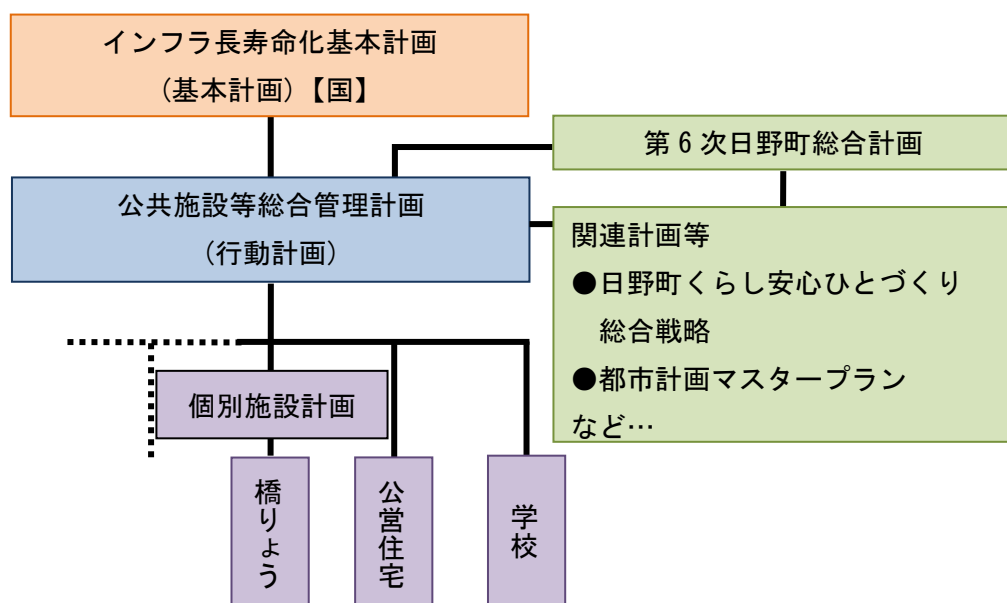
このような要請に至った背景は、全国的に都市部では昭和50年頃(1970年代)、地方では昭和60年頃(1980年代)に建設された大量の公共施設等が改修・更新時期を迎えようとしていることにあります。

本計画は、公共施設等を対象として、10年以上の長期的視点を持ち、財政見通し等に配慮してマネジメントを行うための方針を示すものです。

なお、今回の計画見直しは、策定から5年が経過したことによる施設現状の変化、及び策定された個別施設計画を反映し、平成30年2月27日総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」をふまえて実施するものです。

1-2 計画の位置付け

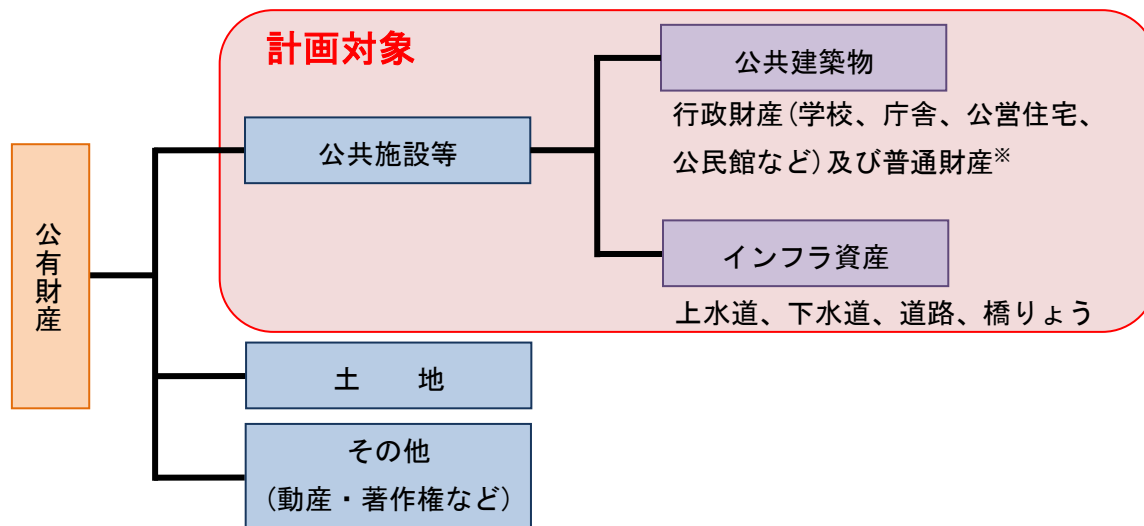
公共施設等総合管理計画は、国土交通省「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」の地方公共団体におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)に該当するものとして位置付けられています。また、公共施設等総合管理計画の下位には、施設類型ごとの個別施設計画が位置付けられます。



■公共施設等総合管理計画の位置付け■

1-3 計画の対象範囲

本町が保有する財産のうち、以下の財産を対象とします。



※普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。(地方自治法第 238 条の 5)

■計画の対象施設■

1-4 計画の期間

公共施設等の計画的な維持管理においては、中長期的な視点が不可欠です。本町では、令和 20 年頃から現在の建築物の更新(建替え)需要の増大が予測されています(第 3 章 公共施設等の現況、及び、将来更新費用参照)。したがって、その時に備えるべく、平成 29 年度から令和 18 年度までの 20 年間の計画期間とします。

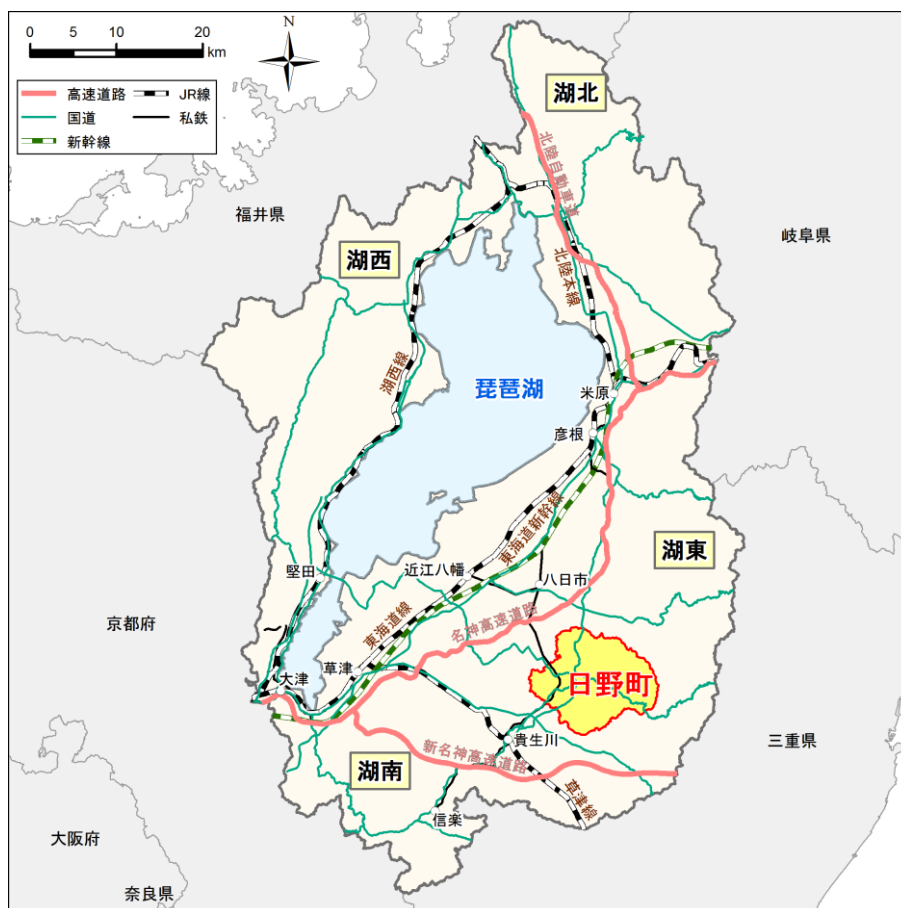
1-5 日野町の地勢・沿革

(1) 地勢

本町は、滋賀県の南東部、鈴鹿山系の西麓に位置し、東西 14.5km、南北 12.3km、総面積 117.60 km²から成り、綿向山から発する日野川沿いの日野溪と、竜王山から発する佐久良川沿いの桜谷集落や耕地が分布する、米作を中心とした穀倉地帯を形成しています。

町域の北は東近江市、南は甲賀市と境を接しており、半径 50km 圏内には、京都市、四日市市、大垣市等が、また 100km 圏内には、大阪市、岐阜市、名古屋市等、京阪神・中京圏や敦賀市、舞鶴市の若狭地方、伊勢市、鳥羽市等があります。

交通は、南北に国道 307 号が縦断し、東西には国道 477 号が横断しており、これらの主要道から、名神高速道路の八日市 IC、竜王 IC や蒲生スマート IC へ、また、新名神高速道路の信楽 IC や甲賀土山 IC にアクセスすることができます。



■位置図■

(2) 沿革

本町は明治維新を迎え、廃藩置県によって大津県に属し、明治 22 年には、日野町と桜谷村・西大路村・北比都佐村・南比都佐村・鎌掛村の 1 町 5 ヶ村が成立しました。明治 27 年に桜谷村が東西に分立したのち、昭和 30 年 3 月、これらの 1 町 6 ヶ村が合併し、現在の日野町に至ります。

第2章 公共施設等を取り巻く社会状況

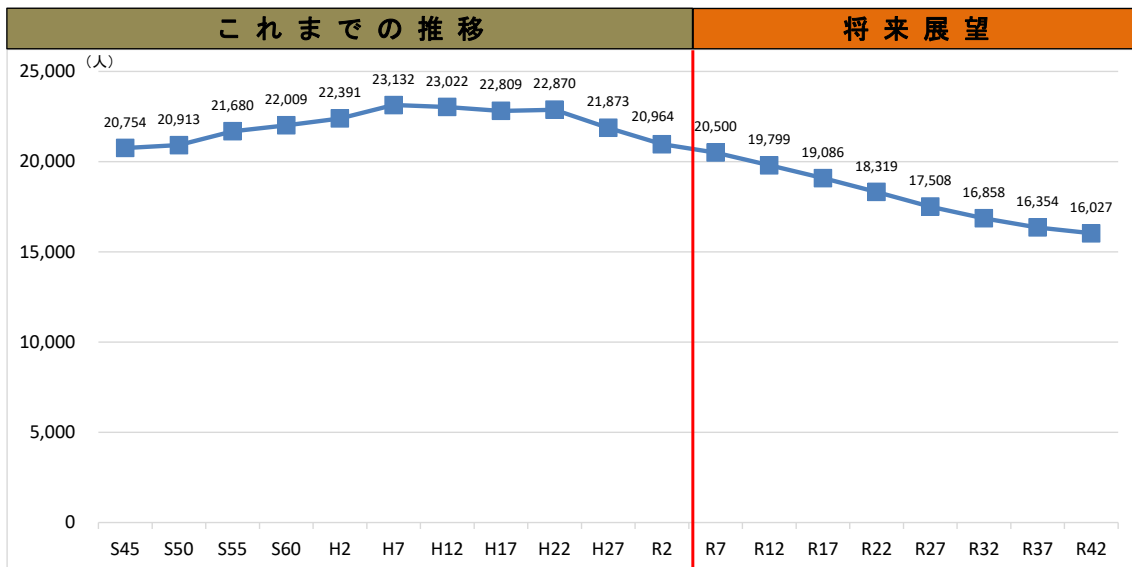
2-1 人口の動向

(1) これまでの人口の推移

本町の人口は、昭和45年以降は平成7年まで増加を続け、23,000人を超えました。しかし、その後は減少に転じ、令和2年には20,964人となっています。

(2) 将来展望人口

本町の将来展望人口は減少傾向にあります。第6次日野町総合計画に掲げる施策を進める中で、令和12年には19,799人、令和42年には16,027人と推計しています。



出典) これまでの人口は国勢調査(総務省統計局)、将来展望人口は日野町第6次総合計画

■人口の推移■

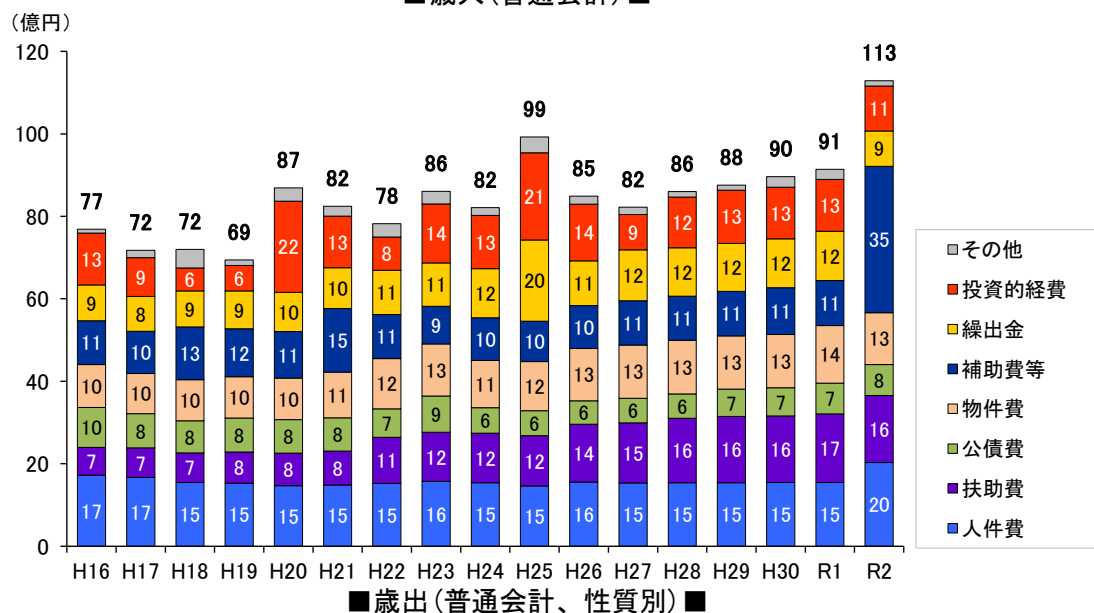
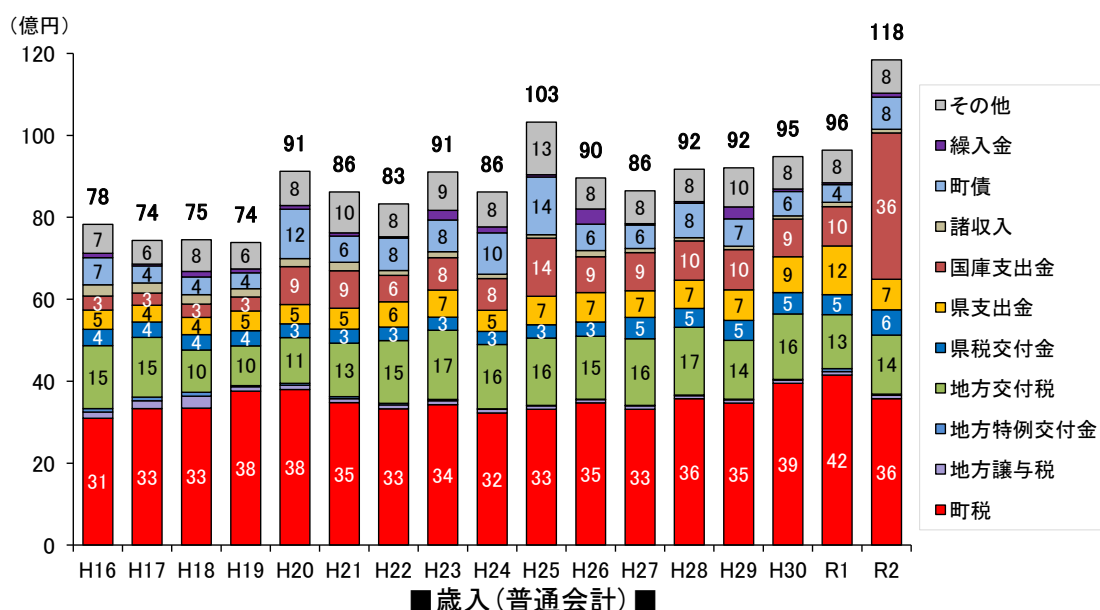
2-2 財政状況

① 歳入・歳出

過去約15年間の財政規模は、約70億円から100億円の間で推移してきました。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策関連の特殊事情による収支のため例外扱い) 過去5年間は約90億前後で微増傾向となっています。年度によって投資的経費の変化はあるものの、扶助費の増加が続いていることにより、財政規模の増加が続く傾向となっています。

歳入で最も多いのは、町税収入で、30億円台から40億円台であり、一定水準で推移しています。(令和2年度の国庫支出金は特殊事情により例外扱い)

一方、歳出において注目すべき点は扶助費の増加です。令和2年度の扶助費は、15年前の平成17年度の7億円に比べ2.3倍の16億円に増加しています。



② 維持管理運営費

過去5年間の維持管理費運営費は、毎年2.5億円前後で推移してきました。

■維持管理運営費■

年 度	維持管理運営費（億円）
平成28年度	2.50
平成29年度	2.47
平成30年度	2.63
令和元年度	2.59
令和2年度	2.42

③ 有形固定資産減価償却率

過去5年間の有形固定資産減価償却率[※]は、65%前後で推移してきました。

令和元年度の財政状況資料集によると、本町は類似団体内順位では46団体中の38位でした。なお、全国平均は63.4%、滋賀県内団体平均は57.9%でしたので、全国平均及び滋賀県内団体平均よりも高い値を示しています。

■有形固定資産減価償却率■

年 度	有形固定資産減価償却率
平成28年度	65.3%
平成29年度	62.7%
平成30年度	64.2%
令和元年度	65.4%

※有形固定資産減価償却率・・・有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能なものです。以下の算定式により算定されます。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{（減価償却累計額）}}{\text{（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）}}$$

なお、有形固定資産減価償却率は、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

第3章 公共施設等の現況、及び、将来更新費用

3-1 公共建築物の現況

(1) 施設の分類

本計画では本町の公共建築物を、総務省「公共施設及びインフラの更新費用推計ソフト」、及び、国土交通省「まちづくりのための公的不動産（PRE）有効活用ガイドライン」に記載されている施設類型を基本として分類して取り扱うこととしました。

■公共建築物の施設類型と施設一覧■

市民文化系施設

大分類	中分類	小分類	施設名
市民文化系施設	集会施設	公民館	日野公民館
			東桜谷公民館
			西桜谷公民館
			西大路公民館
			鎌掛公民館
			南比都佐公民館
			必佐公民館
	文化施設	ホール	町民会館わたむきホール虹

社会教育系施設

大分類	中分類	小分類	施設名
社会教育系施設	図書館	図書館	日野町立図書館
	資料館	資料館	近江日野商人館
			近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」
			鉄道資料展示室

スポーツ・レクリエーション系施設

大分類	中分類	小分類	施設名
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	運動公園	大谷公園
	レクリエーション施設・観光施設	観光施設	グリム冒険の森
			日野まちかど感応館(旧正野薬店)
			日野まちかど感応館(観光交流拠点施設)
			滋賀農業公園ブルーメの丘
			旧鎌掛小学校

産業系施設

大分類	中分類	小分類	施設名
産業系施設	産業系施設	ホール・会議室	林業センター
		高齢者能力活用施設	高齢者能力活用センター
		体験学習施設	森の家
		特産物展示施設	特産物展示施設

学校教育系施設

大分類	中分類	小分類	施設名
学校教育系施設	学校	小学校	日野小学校
			桜谷小学校
			西大路小学校
			南比都佐小学校
			必佐小学校
	中学校	日野中学校	

子育て支援施設

大分類	中分類	小分類	施設名
子育て支援施設	幼稚園・保育所・こども園	幼稚園	日野幼稚園
			西大路幼稚園
			南比都佐幼稚園
			必佐幼稚園
		保育所	保育所あおぞら園
			保育所あおぞら園鎌掛分園
			保育所こぼと園
	認定こども園	桜谷こども園	
	幼児・児童施設	学童保育所	学童保育所ヒノキオ
			学童保育所太陽の子
子育て支援センター		子育て・教育相談センター	
		女性活躍支援施設「ぼけっと」	

保健・福祉施設

大分類	中分類	小分類	施設名
保健・福祉施設	高齢福祉施設	デイサービス等事業所	ひだまり事業所
	障害福祉施設	早期療育施設	早期療育施設「くれよん」
		障がい児学童保育施設	児童交流施設「ともだち」
	保健施設	保健センター	保健センター
	その他社会福祉施設	勤労者福祉施設	勤労福祉会館

行政系施設

大分類	中分類	小分類	施設名
行政系施設	庁舎等	庁舎	役場庁舎
	消防施設	消防詰所	消防団第1分団(日野)詰所
			消防団第1分団(西大路)詰所
			消防団第1分団(鎌掛)詰所
			消防団第2分団詰所
			消防団第3分団詰所
	その他施設	資料室	文化財資料室
		資料収蔵庫	旧南比都佐公民館
		倉庫	資材倉庫
		防災施設	防災センター

公営住宅

大分類	中分類	小分類	施設名
公営住宅	公営住宅	公営住宅	町営住宅第1内池団地
			町営住宅第2内池団地
			町営住宅西山団地
			町営住宅中山大谷団地
			増田団地
			内池公営住宅集会所

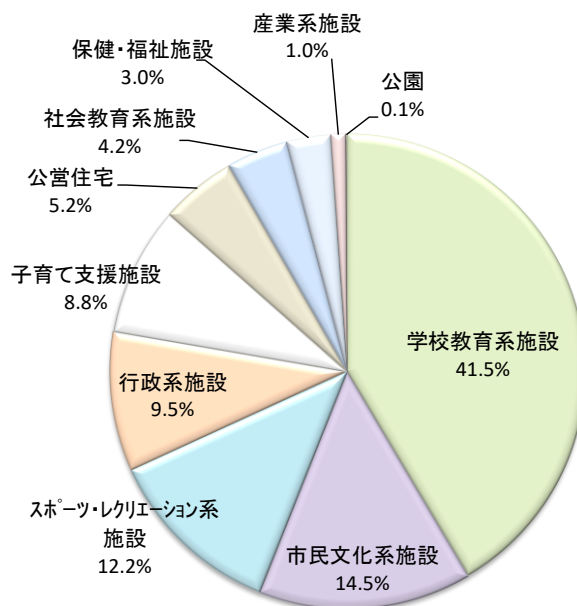
公園

大分類	中分類	小分類	施設名
公園	公園	公園	松尾公園
			内池公園
			ひばり野公園
			蔵王ダム公園

(2) 施設の保有状況

町が保有する公共建築物の棟数は241棟であり、延床面積の合計は、約90,927㎡となっています。施設類型(大分類)別に見ると、学校教育系施設が一番多くを占め約41.5%、次に市民文化系施設が約14.5%を占めています。

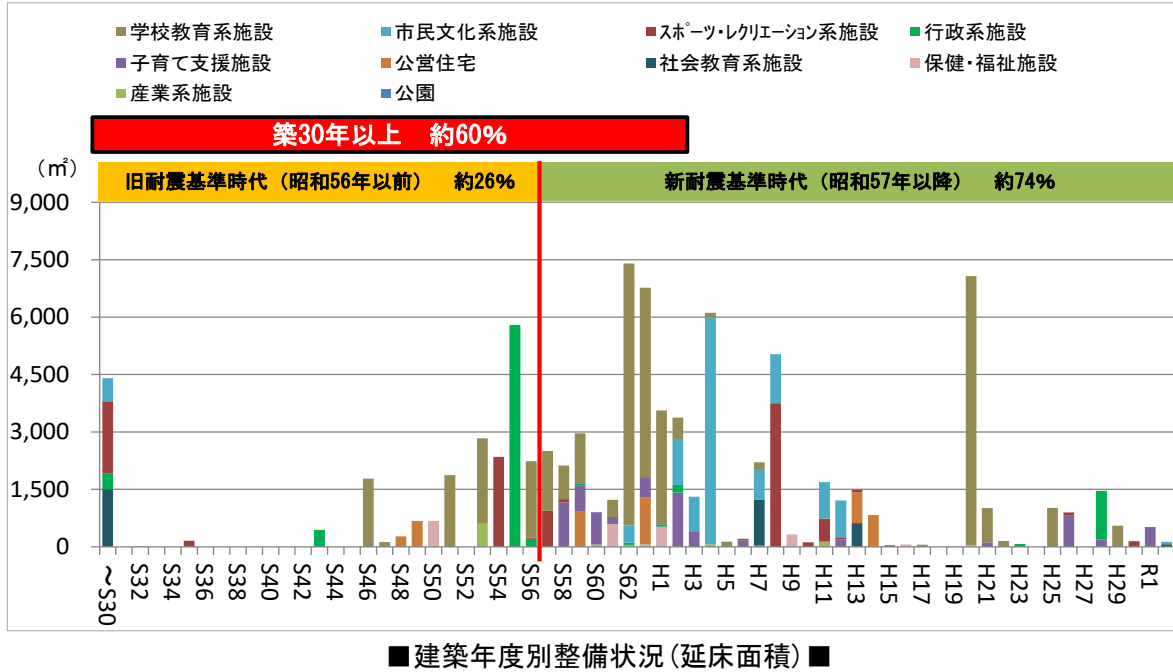
施設類型	延床面積(㎡)	割合
学校教育系施設	37,765	41.5%
市民文化系施設	13,130	14.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	11,108	12.2%
行政系施設	8,664	9.5%
子育て支援施設	7,980	8.8%
公営住宅	4,742	5.2%
社会教育系施設	3,762	4.2%
保健・福祉施設	2,743	3.0%
産業系施設	909	1.0%
公園	124	0.1%
合計	90,927	100.0%



■施設類型(大分類)別延床面積■

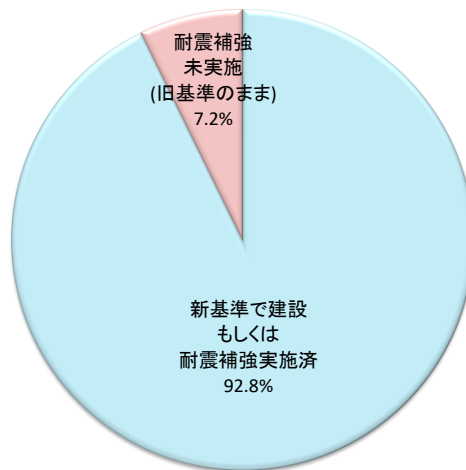
(3) 建築年度別の整備状況

これまで昭和 50 年代前半から平成 5 年頃にかけて、毎年連続的に公共建築物の建設を行ってきました。現時点で築 30 年以上経過している公共建築物は全体の約 60%に上ります。



(4) 施設の耐震化状況

昭和 56 年に建築基準法の改正により耐震基準が変更され、より地震に強い構造で建設することが義務付けられました。本町でも学校を中心に昭和 56 年以前建設の建築物に対して耐震補強工事を実施しており、現時点で旧耐震基準のままの公共建築物は延床面積ベースで公共建築物全体の約 7.2%となっています。



3-2 インフラ資産の現況

(1) 道路

本町ではこれまでに一般道路 248.1km、自転車歩行者道 688m を整備しています。

■道路実延長・面積■

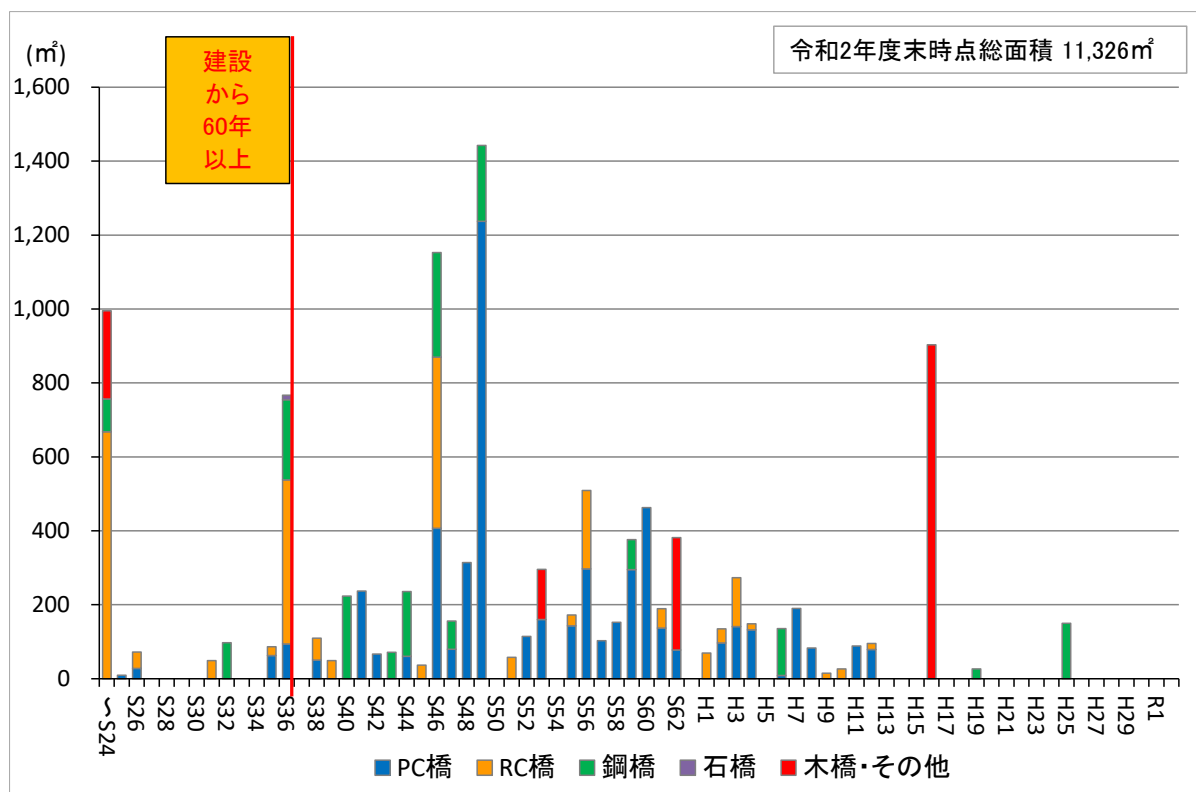
一般道路		自転車歩行者道	
実延長	248,129m	実延長	688m
道路面積	1,861,829 m ²	道路面積	3,550 m ²

(2) 橋りょう

これまでに橋長 15m以上の橋りょうを 44 橋、15m未満の橋りょうを 113 橋整備しています。これらのうち、建設から 60 年以上経過している橋りょうは面積ベースで全体の約 18% となっています。

■橋りょう数■

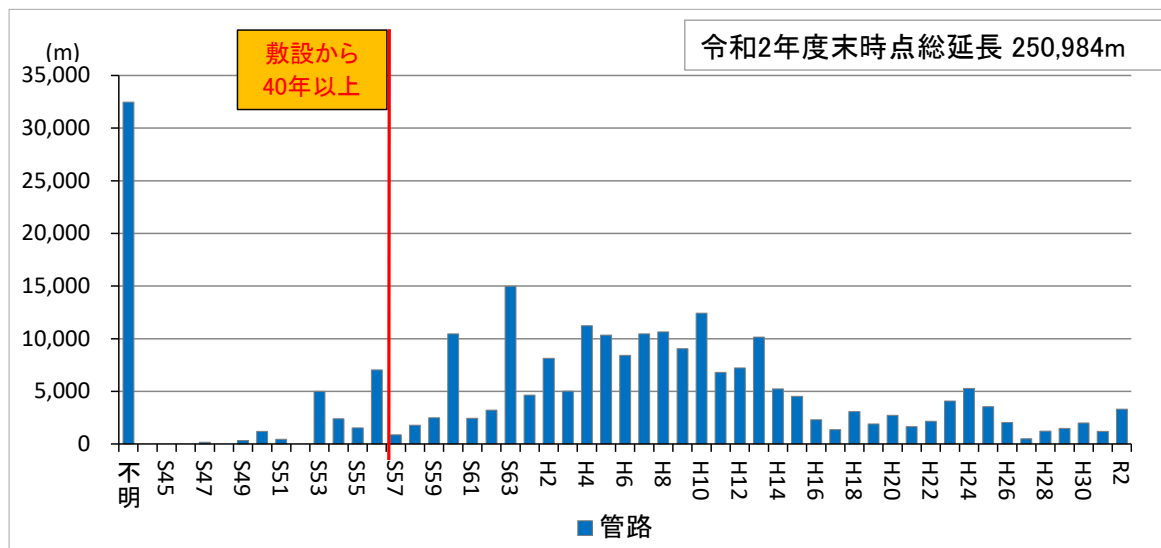
15m 以上	44 橋	15m 未満	113 橋
--------	------	--------	-------



(3) 上水道施設

① 管路

上水道の管路は令和2年度末現在で約251.0km整備しています。このうち、建設から40年以上経過している管路（整備年度不明の管路を含む）は、全体の約20%となっています。



■敷設年度別上水道管路整備状況■

② 施設

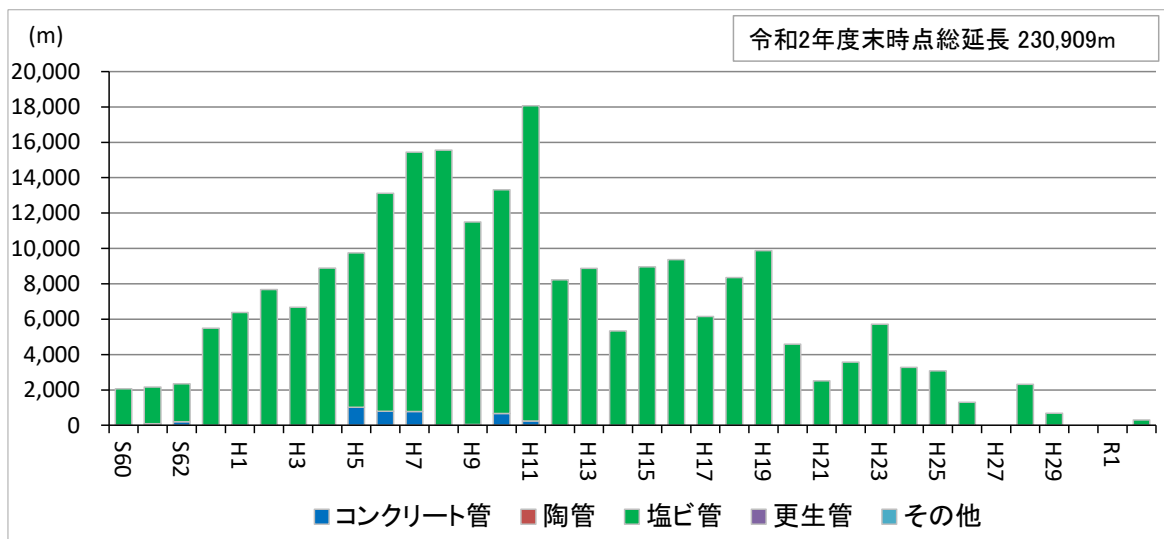
施設は、西部配水池、湖南サンライズ加圧所、中央配水池、東部配水池、西明寺配水池、西明寺第1加圧所、西明寺第2加圧所、原配水池、五月台配水池、青葉台配水池、曙第1加圧所、曙第2加圧所、中山加圧所、北脇加圧所、原加圧所、加圧減菌室、平子・熊野地区簡易水道浄水場、平子・熊野地区簡易水道配水池の18施設を保有しています。

また、現在使われていない遊休施設として、三十坪水源池、村井低区配水池、村井高区配水池、綿向配水池、鎌掛配水池、中山簡易水道配水池、野出簡易水道浄水場が残っています。

(4) 下水道施設

① 管路

下水道の管路（雨水渠含む）は令和2年度末現在で約230.9km整備しています。整備は昭和60年度から始まったため、耐用年数である50年以上を経過しているものはありません。



■敷設年度別下水道管路整備状況■

② 施設

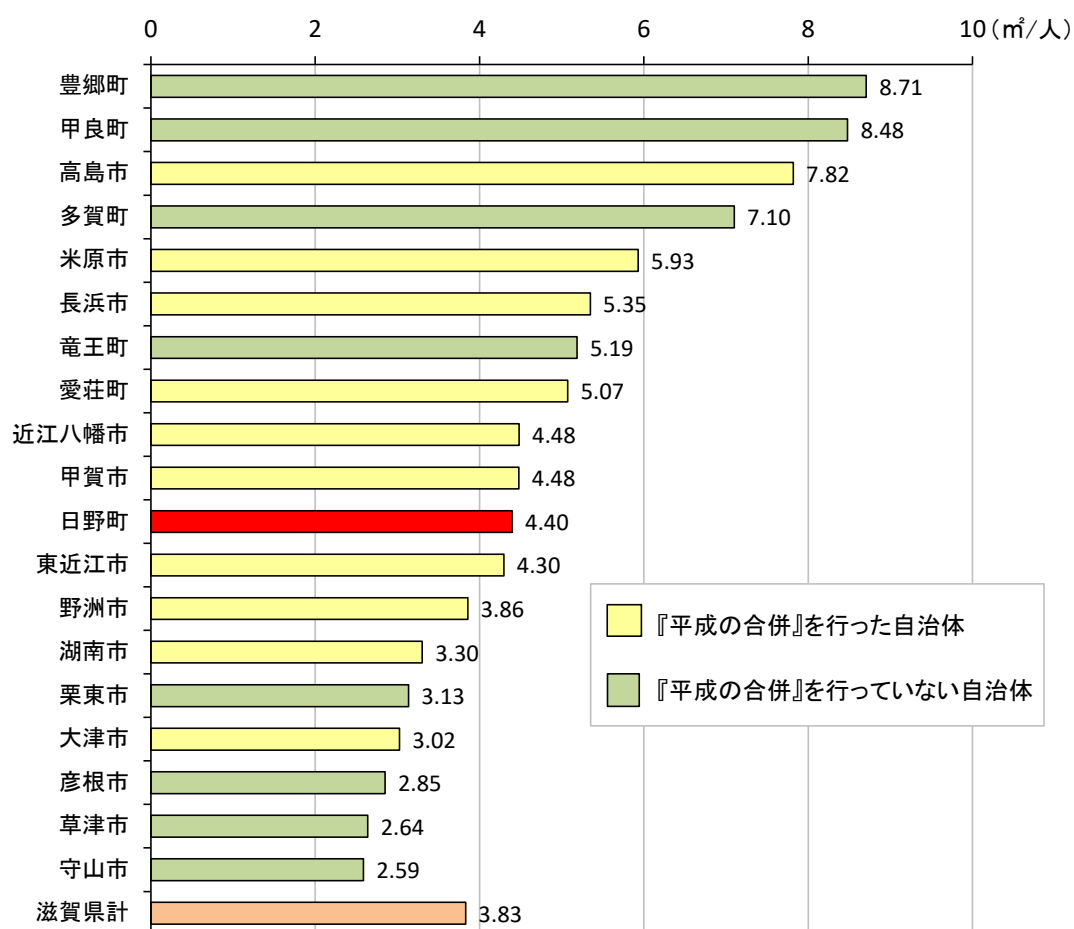
施設は、奥津保地区農業集落排水処理施設、鎌掛地区農業集落排水処理施設、原地区農業集落排水処理施設、佐久良・奥之池地区農業集落排水処理施設、砂川地区農業集落排水処理施設、西桜谷地区農業集落排水処理施設、蔵王地区農業集落排水処理施設、東桜谷地区農業集落排水処理施設、南比都佐地区農業集落排水処理施設の9施設を保有しています。

3-3 他自治体との比較

公共施設状況調経年比較表調査(総務省)の令和元年度における行政財産と普通財産の建物の延床面積の和を令和2年の国勢調査の人口で除することによって住民1人当たりの公共施設延床面積を算出し、類似団体や滋賀県内の自治体と比較しました。

その結果、本町の住民1人当たりの延床面積は4.40 m²/人(当初計画策定時4.14 m²/人)であり、類似団体の中ではやや多いですが、滋賀県内の自治体との比較では平均的な位置にあります。

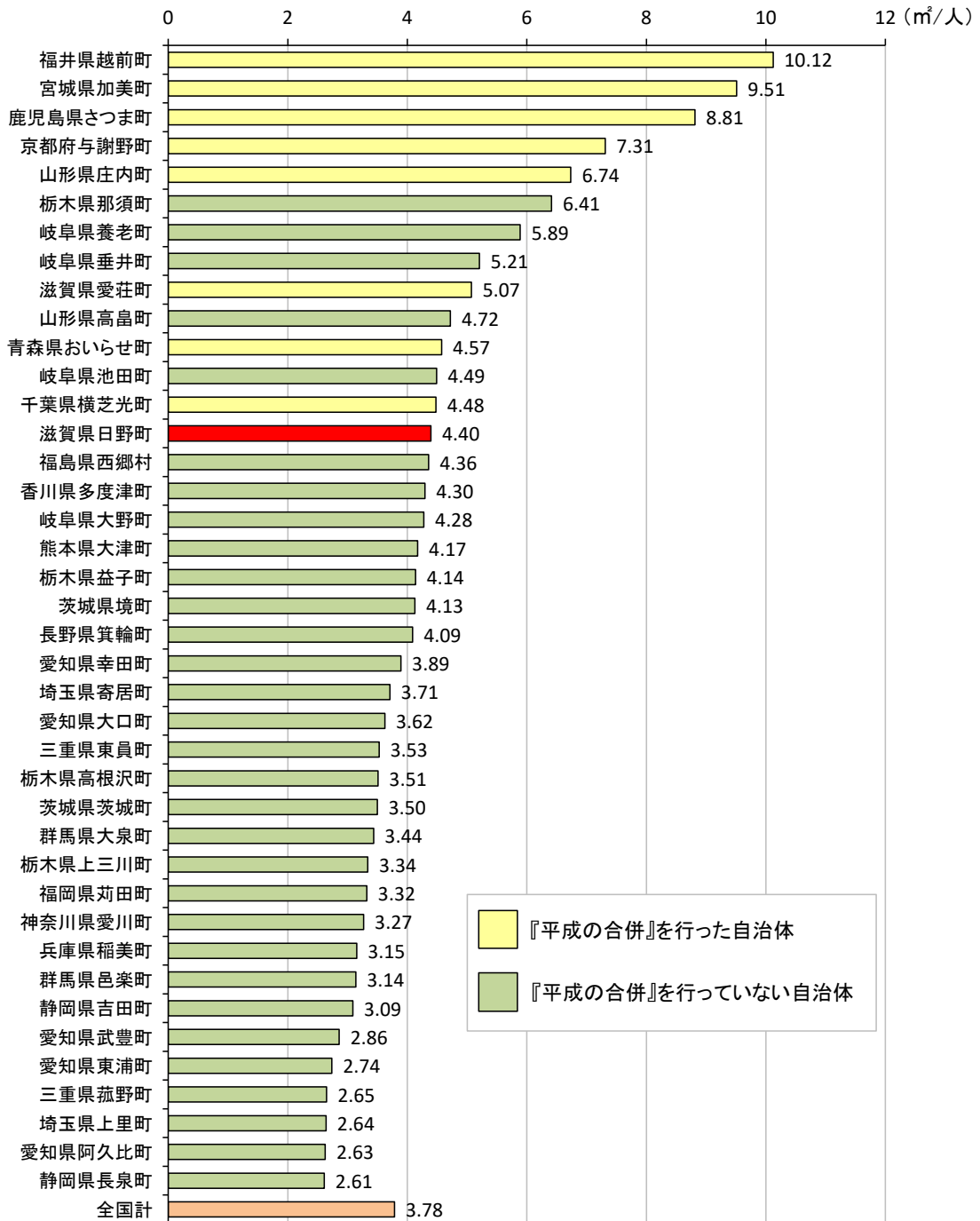
①滋賀県内自治体との比較



出典)公共施設状況調経年比較表(令和元年度調査)(総務省)

■住民1人当たり公共施設延床面積(滋賀県自治体)■

② 全国類似団体(類型「V-1」かつ人口2~5万人)との比較



出典) 公共施設状況調経年比較表 (令和元年度調査) (総務省)

■住民1人当たり公共施設延床面積(全国類似団体)■

3-4 公共施設等の将来改修・更新費用

(1) 試算条件

公共建築物（従来型）			
基本的な試算条件	①総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件を踏襲		
試算期間	令和3年度から令和37年度までの35年間 (全体では平成28年度から令和2年度の実績値を加え40年間)		
大規模改修・更新費用設定	①建設から60年で同じ面積の建物に建て替える。 (60年の根拠は日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による) ②建築から30年で一度大規模改修を行う。 ③工事期間は大規模改修が2年間、更新の場合は3年間。 ④すでに築31年以上50年未満となっている建築物は今後10年間で均等に大規模改修を行うものと仮定。 ⑤すでに築50年以上経過している建築物は更新時期が近いいため大規模改修は実施しないと仮定。		
対象外とする公共建築物	①文化財(建替えを行わないため) ②50㎡以下の建築物(大規模改修・更新費用の単価が大幅に異なるため)		
大規模改修・更新費用単価	施設類型（大分類）	建替え	大規模改修
	市民文化系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	社会教育系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	産業系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	学校教育系施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
	保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
	病院施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	行政系施設	40万円/㎡	25万円/㎡
	公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡
	公園	33万円/㎡	17万円/㎡
	供給処理施設	36万円/㎡	20万円/㎡
その他	36万円/㎡	20万円/㎡	
単価の設定	・先行して試算を行った自治体の実績や設定単価等をもとに総務省が設定。		

公共建築物（長寿命化型）	
基本的な試算条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 既往個別施設計画の試算額を計上 ② 個別施設計画未策定の施設は、長寿命化の可否を判断し、長寿命化を図る施設については、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」記載の「今後の維持・更新コスト（長寿命化型）」試算条件を踏襲し、長寿命化を図らない施設は、従来型と同様の条件で試算する。
試算期間	<p>令和3年度から令和37年度までの35年間 （全体では平成28年度から令和2年度の実績値を加え40年間）</p>
長寿命化を図らない公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ① 木造、ブロック造、軽量鉄骨造の建築物 ② 新耐震基準に適合していない建築物 ③ 小規模施設（延床面積200㎡以下の建築物を想定） （小規模施設は、将来的には集約化が考えられること、用途転用による建物の有効活用ができないこと、また、建替え費用が財政へ及ぼす影響も限定的なことから長寿命化を図らない。） ④ 人の滞留のない倉庫、物置 ⑤ 建築後50年以上が経過するものの、大規模改修を実施していない建築物（構造躯体の劣化が進行していることが考えられるため）
改修・更新等の設定（周期や条件）	<ul style="list-style-type: none"> ① 建設から80年で同じ面積の建物に建替える。 （80年の根拠は日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による） ② 建築から20年及び60年で中規模改修（予防保全的な改修）を行う。 ③ 建築から40年で長寿命化改修（機能向上）を行う。 工事期間は中規模改修が1年間、長寿命化改修が2年間、更新の場合は3年間 ④ すでに築40年以上50年未満の建築物は、今後10年間で均等に長寿命化改修を行うものと仮定 ⑤ 建替え単価は従来型と同様とする。 ⑥ 中規模改修単価は建替え単価の25%、長寿命化改修単価は建替え単価の60%とする。
対象外とする公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ① 従来型と同様の条件

公共建築物（長寿命化型）				
大規模改修等・更新費用単価	施設類型（大分類）	建替え	長寿命化改修	中規模改修
	市民文化系施設	40 万円/㎡	24 万円/㎡	10 万円/㎡
	社会教育系施設	40 万円/㎡	24 万円/㎡	10 万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設	36 万円/㎡	22 万円/㎡	9 万円/㎡
	産業系施設	40 万円/㎡	24 万円/㎡	10 万円/㎡
	学校教育系施設	33 万円/㎡	20 万円/㎡	8 万円/㎡
	子育て支援施設	33 万円/㎡	20 万円/㎡	8 万円/㎡
	保健・福祉施設	36 万円/㎡	22 万円/㎡	9 万円/㎡
	病院施設	40 万円/㎡	24 万円/㎡	10 万円/㎡
	行政系施設	40 万円/㎡	24 万円/㎡	10 万円/㎡
	公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡	7 万円/㎡
	公園	33 万円/㎡	20 万円/㎡	8 万円/㎡
	供給処理施設	36 万円/㎡	22 万円/㎡	9 万円/㎡
	その他	36 万円/㎡	22 万円/㎡	9 万円/㎡
単価の設定		・ 建替え単価は従来型を踏襲し、改修等単価は「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」付属ソフトの初期設定		

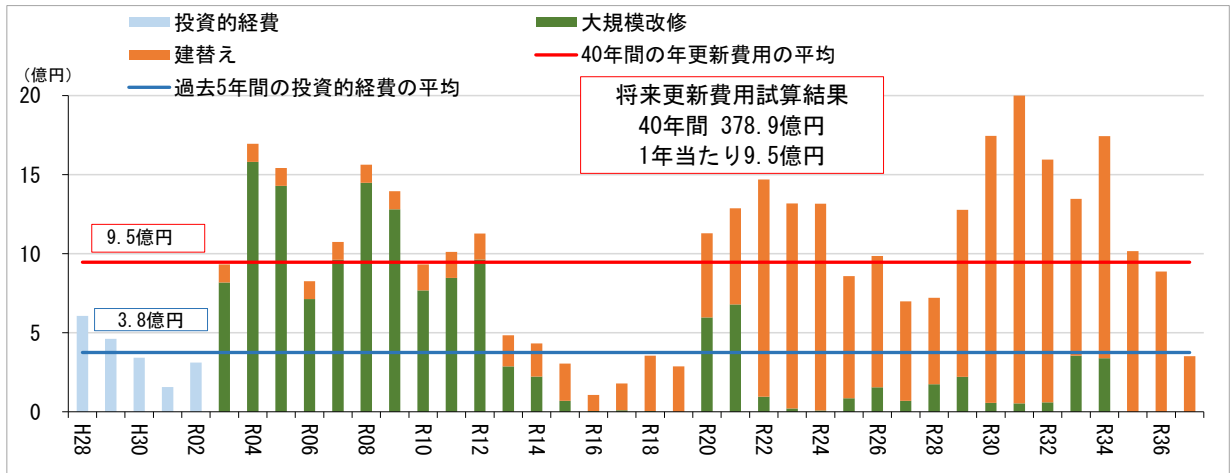
インフラ資産				
基本的な条件		①既往個別施設計画の試算額を計上 ②道路は、総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」の条件踏襲		
試算期間		令和3年度から令和37年度までの35年間 (全体では平成28年度から令和2年度の実績値を加え40年間)		
大規模改修・更新費用単価	更新単価		条件設定	
	道路	一般道路	4,700 円/㎡(道路面積)	15年に1度、舗装の打換を行うものと仮定(国土交通白書の舗装耐用年数10年、一般的な供用耐用年数12~20年)。
		自転車歩行者道	2,700 円/㎡(道路面積)	
	橋りょう	「日野町橋梁長寿命化修繕計画(15m未満)(R1.7)」及び「日野町橋梁長寿命化修繕計画(15m以上)(R3.11)」の試算費用を計上		
	上水道	「日野町水道事業基本計画(H31.3)」の更新需要額を計上		
下水道	「日野町農業集落排水施設最適整備構想(R2.8)」の試算費用を計上			
道路単価の設定		・道路統計年報等を基に総務省が設定		

(2) 試算結果

① 公共建築物

a) 従来型

従来どおりの 60 年で建替える場合の更新等費用は、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間で 378.9 億円、1 年当たり 9.5 億円となる見込みです。

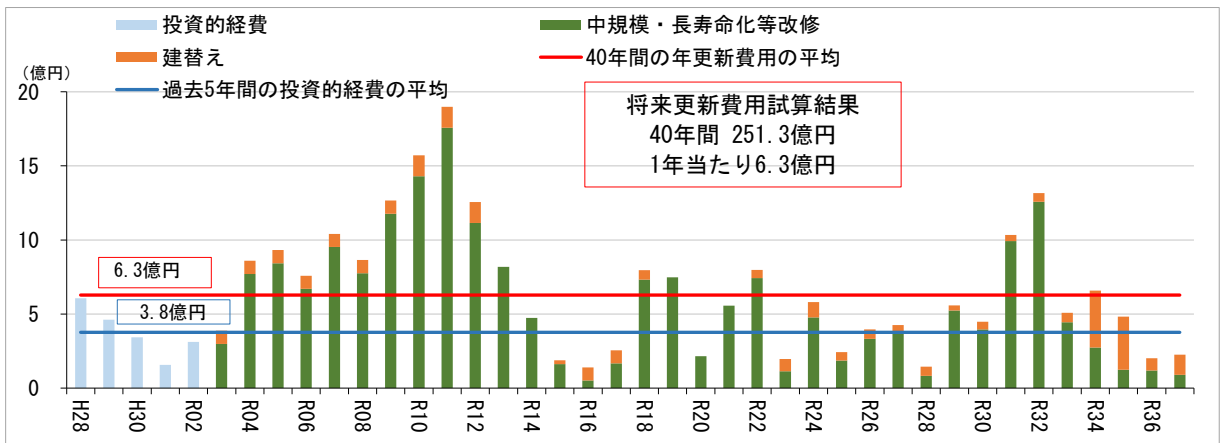


■ 公共建築物の将来更新費用試算結果（従来型） ■

b) 長寿命化型

長寿命化が可能な施設は 80 年で建替え、その他の施設は従来どおり 60 年で建替える場合、40 年間で 251.3 億円、1 年当たり 6.3 億円となる見込みです。

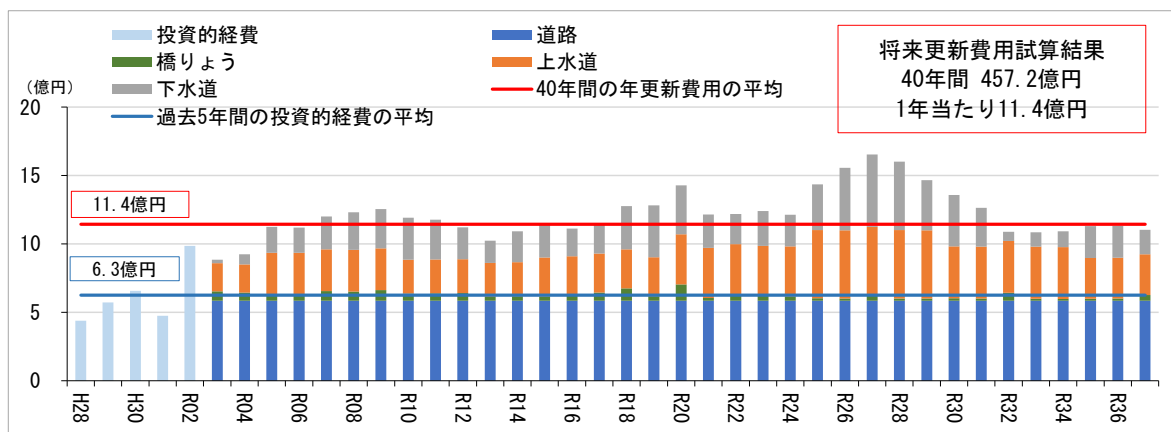
第 4 章で後述しますが、本町では公共施設等の長寿命化を全体の基本方針の第一に掲げます。



■ 公共建築物の将来更新費用試算結果（長寿命化型） ■

②インフラ資産

道路、橋りょう、上水道、下水道の更新等費用は、平成 28 年度から令和 37 年度までの 40 年間で 457.2 億円、1 年当たり 11.4 億円となる見込みです。



■インフラ資産の将来更新費用試算結果■

第4章 公共施設等における課題と全体の基本方針

4-1 本町が抱える公共施設等に関する課題

第1～3章までの人口の動向や財政状況、また、公共施設等の保有状況や将来更新費用試算等から、本町が抱える公共施設等に関する課題を整理します。

公共施設等がおかれている現状からみた課題

- 築30年以上経過している公共建築物が全体の約60%に上っており、町民が安全に利用できる施設を維持するための改修の検討を進めていく必要があります。
- 今後、多くの公共建築物が老朽化による大規模改修や更新(建替え)を迎えることとなります。総務省が提供しているソフトウェアの条件による試算では、令和20年度以降に更新(建替え)による更新費用の増大が予測されています。また、将来的に公共建築物に係る更新費用は、1年当たり約9.5億円となっており、過去5年間の投資的経費の年平均に対して約2.5倍です。
- インフラ資産においても、今後、老朽化による更新が必要となってきます。総務省が提供しているソフトウェアの条件や既存個別計画による試算・見通しでは、将来的にインフラ資産に係る更新費用は、1年当たり約11.4億円となっており、過去5年間の投資的経費の年平均に対して約1.8倍です。

公共施設等を取り巻く社会状況からみた課題

- 本町の財政は、今後、特に主たる納税層である生産年齢人口の減少による税収の減少が予測されます。税収の減少が予測される中、近年、扶助費などが増加しており、今後、公共施設等にかける費用が限られてきます。

4-2 公共施設等の管理における全体の基本方針

(1) 基本方針

前頁に述べた公共施設等に関する課題から、以下の基本方針を柱として今後の公共施設等の管理に取り組み、持続可能な公共サービスの提供を目指します。

基本方針 1 施設の長寿命化	
インフラ資産 公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の長寿命化を図るため、これまでの標準的な公共施設等のマネジメント手法であった雨漏りなどの施設に問題が発生した後に対処を行う事後保全から、問題が発生する前から計画的に修繕を行う予防保全※への転換を推進します。予防保全への転換によって、より施設の安全性を高めます。また、多数の施設の大規模改修や更新(建替え)が同時期に到来することによる更新費用の集中発生を抑え、更新費用の平準化を目指します。 <p>※公共建築物のうち予防保全を行う対象は築 30 年未満のものを目安とします。既に築 30 年以上経過している建築物は、予防保全の効果が小さいと考えられることから、点検や日常の使用の中で不具合が見つかった際に対処する事後保全を基本とします。</p>
基本方針 2 施設保有量の適正化	
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●今後予測される厳しい財政的制約や人口減少を踏まえ、可能な範囲で施設保有量(総延床面積)の縮減・抑制に努めます。 ●大規模改修や更新(建替え)時期を迎えた施設は、利用状況や今後の利用見通しなど、必要性等を踏まえ、廃止や譲渡、集約化、他用途施設との複合化、建替え時の施設規模の縮小化、転用を検討します。
インフラ資産	<ul style="list-style-type: none"> ●町民の生活や産業活動に不可欠なライフラインであることから、現状維持を基本としつつ、人口減少によって不必要になった箇所から除却を行います。
基本方針 3 施設維持管理費や更新(建替え)費用の財源確保	
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ●用途廃止した遊休施設・土地については、譲渡・売却・貸付等を検討し、財源の確保に努めます。

(2) 項目別の公共施設等維持管理に関する方針

公共施設等の管理に関する項目ごとに本町の方針を示します。

①点検・診断の実施方針

- 公共施設等の点検・診断においては、それぞれの施設の特性及び経過年数等を踏まえた上で、損傷の状況の把握に努めます。
- 点検・診断の記録は、維持管理・修繕・更新(建替え)等の優先順位の決定等に利用します。

②維持管理・修繕・更新(建替え)等の実施方針

- 施設に問題が発生した後に対処を行う事後保全から、問題が発生する前から計画的に修繕を行う予防保全への転換を推進します。予防保全への転換によって、多数の施設の大規模改修や更新(建替え)が同時期に訪れることによる更新費用の集中発生を抑え、更新費用の平準化を目指します。
- 厳しい財政状況の中で公共施設等の維持管理・修繕・更新(建替え)等を実施しなければならないことから、施設の重要性や、築年数、点検・診断結果から明らかになった劣化状況、利用状況や今後の利用見通し等を踏まえて優先順位を付けて維持管理・修繕・更新(建替え)等を実施します。

③安全確保の実施方針

- 点検・診断により危険性が高いと認められた公共施設等について、早急に修繕工事などを実施することによって利用者の安全確保に努めます。
- すでに用途廃止となっている遊休施設で危険性が高いものについて、除却を進めていきます。

④耐震化の実施方針

- 文化財となっている建物等、一部旧耐震基準の施設がありますが、これらの施設については、重要な財産として安全性を確保しながら耐震補強を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

- ②「維持管理・修繕・更新(建替え)等の実施方針」で示した通り、事後保全から予防保全への転換を図り、更新費用の平準化を図ります。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 共生社会の実現に資する公共施設となるよう、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)における、ユニバーサルデザインの街づくりについての考え方を参考に、ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、改修スケジュールや利用状況などから優先度を設定し、積極的に導入を進めるものとします。

⑦地球環境配慮型公共施設の推進方針

- 国の地球温暖化計画等に資するよう、公共施設の脱炭素化を推進するため、太陽光発電の導入、建築物における ZEB の実現、省エネルギー改修や照明の LED 化等について、率先的な導入を進めます。

⑧その他

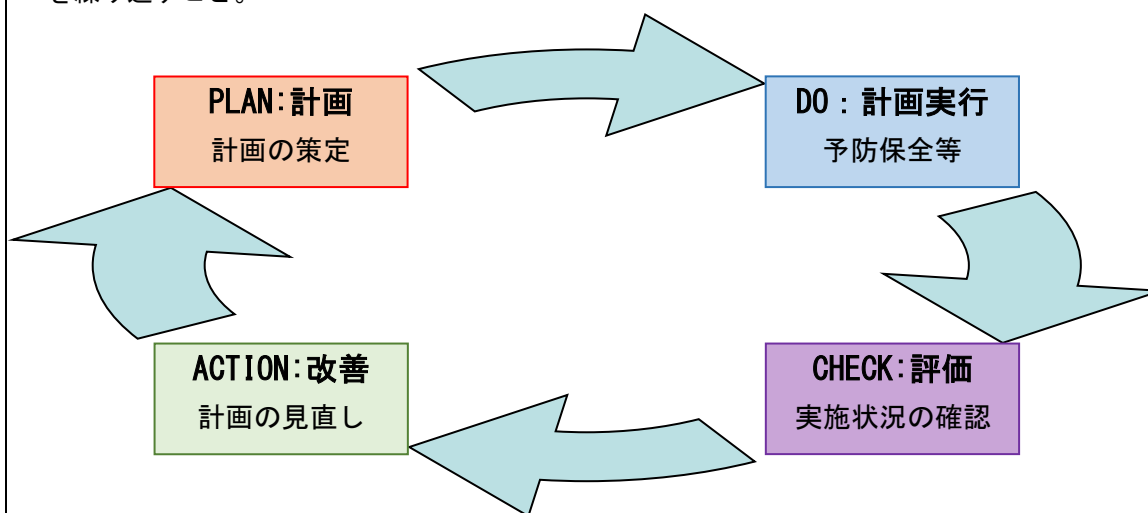
- 大規模改修や更新(建替え)時期を迎えた施設は、利用状況や今後の利用見通しなど、必要性等を踏まえ、廃止や譲渡、集約化、他用途施設との複合化、建替え時の施設規模の縮小化、転用を検討します。

(3) 本計画のフォローアップ

① 継続的な取組みに向けて

- 本計画を着実に進めていくため、PDCAサイクル※による継続的な計画の改善を実施します。

※PDCAサイクル…PLAN：計画 DO：実行 CHECK：評価 ACTION：改善を繰り返すこと。



② 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策)

- 総務課が公共施設等を管理する各所属に対して公共施設等の管理の進捗確認を定期的に行うことによって、全庁的に足並みを揃えて公共施設等の管理に取り組める体制を構築します。
- 空き室情報や用途廃止を検討している施設の情報、建替えの情報など公共施設等の情報が総務課に集まるようルールを定め、総務課を基軸に各所属が連携できる体制を構築します。

③ 本計画の見直しについて

- 本計画の取組の進捗状況や、社会情勢の変化等により、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

第5章 施設類型別の維持管理方針

5-1 施設類型別維持管理方針

(1) 市民文化系施設

① 集会施設

■ 施設概要 ■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
公民館	日野公民館	日野	3	1,278	H8	S造	新基準
	東桜谷公民館	東桜谷	1	898	H3	RC造	新基準
	西桜谷公民館	西桜谷	4	1,055	S62	S造	新基準
	西大路公民館	西大路	4	952	H11	S造	新基準
	鎌掛公民館	鎌掛	2	861	H7	RC造	新基準
	南比都佐公民館	南比都佐	3	962	H12	S造	新基準
	必佐公民館	必佐	2	1,201	H2	S造	新基準

運営方法

直営	日野公民館、東桜谷公民館、西桜谷公民館、西大路公民館、鎌掛公民館、南比都佐公民館、必佐公民館
----	--

■ 現況と維持管理方針 ■

a. 施設の現況

- 集会施設に分類される施設は7施設です。
- 西桜谷公民館、必佐公民館は、建設から30年以上経過しています。

b. 維持管理方針

- 「日野町立地区公民館 長寿命化計画（令和3年2月策定）」に基づき、①計画的な保全による長寿命化の推進（定期的な点検、部位修繕、大規模改修、長寿命化改修）、②施設の安全確保（公民館利用者にとって安全・安心な利用環境、危険性が認められたものは解体・撤去等を検討）、③利用環境の充実（多様な利用内容・形態に対応できる環境整備、バリアフリー化等による地域コミュニティ拠点として誰もが利用しやすい環境整備）、を基本方針として、計画的な施設の長寿命化を推進します。

②文化施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
ホール	町民会館わたむきホール虹	日野	2	5,924	H4	SRC造	新基準

運営方法	
指定管理	町民会館わたむきホール虹

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none">●文化施設に分類される施設は1施設です。●町民会館わたむきホール虹は、建設から30年以内の施設です。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none">●「町民会館わたむきホール虹長寿命化計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的な長寿命化事業（緊急対応事業、大規模改造事業、長寿命化改修事業）を行い、現有施設の計画的な長寿命化を推進します。

(2) 社会教育系施設

① 図書館

■ 施設概要 ■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
図書館	日野町立図書館	日野	2	1,813	H7	RC造	新基準

運営方法	
直営	日野町立図書館

■ 現況と維持管理方針 ■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none">● 図書館に分類される施設は 1 施設です。● 日野町立図書館は、建設から 30 年以内の施設です。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none">● 「日野町立図書館 長寿命化計画（令和 3 年 2 月策定）」に基づき、①計画的な保全による長寿命化の推進（定期的な点検、部位修繕、大規模改修、長寿命化改修）、②施設の安全確保（図書館利用者にとって安全・安心な利用環境、危険性が認められたものは解体・撤去等を検討）、③学習環境の充実（多様な学習内容・学習形態に対応できる環境整備、バリアフリー化等により誰もが利用しやすい施設整備）、を基本方針として、計画的な施設の長寿命化を推進します。

②資料館

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
資料館	近江日野商人館	日野	7	546	S11	W造	未実施
	近江日野商人ふるさと館「旧山 中正吉邸」	西大路	7	1,336	1860	W造	未実施
	鉄道資料展示室	必佐	1	68	R2	W造	実施済

※近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」は江戸時代の建築物である。

運営方法	
直営	近江日野商人館、近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」、鉄道資料展示室

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none"> ●資料館に分類される施設は3施設です。 ●近江日野商人館、近江日野商人ふるさと館「旧山中正吉邸」は、いずれの施設も文化財です。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none"> ●文化財である2施設については、重要な財産として補修を行って安全性を確保しながら後世に残していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①スポーツ施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
運動公園	大谷公園	日野	7	3,440	S54	RC造	実施済

運営方法	
直営	大谷公園

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none">●スポーツ施設に分類される施設は1施設です。●大谷公園は建設から40年以上経過しています。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none">●「日野町公園施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的な長寿命化を図ります。●施設が老朽化し更新（建替え）時期が到来した場合、利用実績や今後の需要を踏まえた適切な施設規模による更新（建替え）を実施します。

②レクリエーション施設・観光施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
観光施設	グリム冒険の森	西大路	26	1,393	H8	W造	新基準
	日野まちかど感応館(旧正野薬店)	日野	4	483	1857	W造	未実施
	日野まちかど感応館(観光交流拠点施設)	日野	2	146	H30	W造	新基準
	滋賀農業公園ブルーメの丘	西大路	17	3,427	H8	S造	新基準
	旧鎌掛小学校	鎌掛	10	2,218	S4	W造	未実施

※日野まちかど感応館(旧正野薬店)は江戸時代の建築物である。

運営方法	
指定管理	グリム冒険の森、滋賀農業公園ブルーメの丘
貸付	日野まちかど感応館(旧正野薬店)、日野まちかど感応館(観光交流拠点施設)、旧鎌掛小学校

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況

- レクリエーション・観光施設に分類される施設は5施設です。
- 文化財である日野まちかど感応館を除いて、建設から30年以上経過している施設は旧鎌掛小学校の1施設です。
- レクリエーション・観光施設は木造の施設が多くあり、鉄筋コンクリート造など他の構造の施設に比べ比較的早く老朽化が進む懸念があります。

b. 維持管理方針

- 文化財は本町の貴重な財産として補修を行って安全性を確保しながら後世に残していきます。
- 文化財以外の施設のうち、築30年未満の施設については、老朽化が早い木造の施設は利用者の安全確保に注意を払いながら、計画的な補修による維持管理(長寿命化)に努めます。
- 一方、築30年以上経過している旧鎌掛小学校については、施設の必要性についての検討を行います。

(4) 産業系施設

①産業系施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
ホール・会議室	林業センター	日野	3	661	S53	RC造	不要
高齢者能力活用施設	高齢者能力活用センター	日野	1	135	H11	S造	新基準
体験学習施設	森の家	鎌掛	1	64	H4	W造	新基準
特産物展示施設	特産物展示施設	鎌掛	1	49	S62	W造	新基準

運営方法	
直営	森の家
指定管理	林業センター
貸付	高齢者能力活用センター、特産物展示施設

■現況と維持管理方針■

<p>a. 施設の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業系施設に分類される施設は4施設です。 ●建設から30年以上経過している施設は、林業センターと特産物展示施設の2施設です。
<p>b. 維持管理方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●築30年未満の施設は長寿命化を推進し、現有施設を長期間使用するとともに、計画的な維持管理を進めることにより改修や更新費用の平準化を図ります。 ●施設が老朽化し更新（建替え）時期が到来した場合、施設の必要性について検討を行い、廃止、もしくは、利用実績や今後の需要を踏まえた適切な施設規模による更新（建替え）を実施します。

(5) 学校教育系施設

①学校

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
小学校	日野小学校	日野	11	7,470	S62	RC造	新基準
	桜谷小学校	東桜谷	8	4,748	S56	RC造	新基準
	西大路小学校	西大路	5	4,114	H1	RC造	新基準
	南比都佐小学校	南比都佐	6	4,123	S63	RC造	新基準
	必佐小学校	必佐	6	5,806	S53	RC造	実施済
中学校	日野中学校	日野	14	11,504	H20	RC造	新基準

運営方法

直営	日野小学校、桜谷小学校、西大路小学校、南比都佐小学校、必佐小学校、日野中学校
----	--

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況

- 学校に分類される施設は6施設です。
- 建設から30年以上経過している施設は、日野小学校、桜谷小学校、西大路小学校、南比都佐小学校、必佐小学校の5施設です。
- 全国で公立学校施設の耐震化が進められていますが、本町の耐震化率はすでに100%となっています。

b. 維持管理方針

- 「日野町 学校施設の長寿命化計画（令和2年3月策定）」に基づき、①計画的な保全による長寿命化の推進（定期的な点検、部位修繕、大規模改修、長寿命化改修）、②施設の安全確保（児童生徒や教員等が安全・快適な学校生活をおくることができるようにするため、危険性が認められたものは解体・撤去等を検討）、③教育環境の充実（多様な学習内容・学習形態に対応できる環境整備、バリアフリー化等により誰もが利用しやすい施設整備）、を基本方針として、計画的な施設の長寿命化を推進します。
- 学校施設の規模・配置計画等についても必要に応じて検討を行います。

(6) 子育て支援施設

①幼稚園・保育所・こども園

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
幼稚園	日野幼稚園	日野	2	1,028	S60	S造	新基準
	西大路幼稚園	西大路	1	531	H2	S造	新基準
	南比都佐幼稚園	南比都佐	1	676	S59	S造	新基準
	必佐幼稚園	必佐	1	1,160	S58	S造	新基準
保育所	保育所あおぞら園	日野	3	542	S63	S造	新基準
	保育所あおぞら園鎌掛分園	鎌掛	1	408	H3	S造	新基準
	保育所こばと園	必佐	4	1,355	H26	W造	新基準
認定こども園	桜谷こども園	西桜谷	2	886	H2	S造	新基準

運営方法

直営	日野幼稚園、西大路幼稚園、南比都佐幼稚園、必佐幼稚園、保育所あおぞら園、保育所あおぞら園鎌掛分園、保育所こばと園、桜谷こども園
----	---

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況

- 幼稚園・保育所・こども園に分類される施設は8施設です。
- 建設から30年以上経過している施設は、日野幼稚園、西大路幼稚園、南比都佐幼稚園、必佐幼稚園、保育所あおぞら園、桜谷こども園の6施設です。

b. 維持管理方針

- 「日野町 個別施設計画（子育て支援施設）（令和3年12月策定）」に基づき、施設整備及び改修等を実施します。
- 子育て支援施設の老朽化対策は、これまでの「事後保全」に加え、中長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」により施設の長寿命化を図ります。
- 幼児教育・保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園や保育所の在り方について、今後設置を予定している「幼児教育・保育の在り方検討懇話会」との調整により対応することとします。

②幼児・児童施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
学童保育所	学童保育所ヒノキオ	日野	3	617	H12	S造	新基準
	学童保育所太陽の子	必佐	2	355	H6	W造	新基準
子育て支援センター	子育て・教育相談センター	日野	3	204	S47	S造	未実施
	女性活躍支援施設「ぼけっと」	日野	1	218	R1	S造	新基準

運営方法	
直営	子育て・教育相談センター、女性活躍支援施設「ぼけっと」
貸付	学童保育所ヒノキオ、学童保育所太陽の子

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児・児童施設に分類される施設は4施設です。 ● 建設から30年以上経過している施設は、子育て・教育相談センターの1施設です。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none"> ● 「日野町 個別施設計画（子育て支援施設）（令和3年12月策定）」に基づき、施設整備及び改修等を実施します。 ● 子育て支援施設の老朽化対策は、これまでの「事後保全」に加え、中長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」により施設の長寿命化を図ります。

(7) 保健・福祉施設

① 高齢福祉施設

■ 施設概要 ■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
デイサービス等 事業所	ひだまり事業所	日野	10	479	H9	S造	新基準

運営方法	
貸付	ひだまり事業所

■ 現況と維持管理方針 ■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none">● 高齢福祉施設に分類される施設は1施設です。● 建設から30年以上経過している施設はありません。● 施設は民間事業者に貸し付けを行っており、建築物の維持管理は、使用者が行うこととしています。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none">● 貸し付け期間中は、使用者が維持管理を行うこととしています。● 貸し付けをしなくなった場合、その時点で築30年未満であれば、施設の長寿命化を推進し、現有施設を長期間使用するとともに、計画的な維持管理を進めることにより改修や更新費用の平準化を図ります。● 貸し付けをしなくなり、老朽化し更新（建替え）時期が到来した場合、施設の必要性について検討を行い、廃止、もしくは、利用実績や今後の需要を踏まえた適切な施設規模による更新（建替え）を実施します。

②障害福祉施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
早期療育施設	早期療育施設「くれよん」	日野	1	305	H9	S造	新基準
障がい児学童 保育施設	児童交流施設「ともだち」	東桜谷	1	510	H1	S造	新基準

運営方法	
直営	早期療育施設「くれよん」
貸付	児童交流施設「ともだち」

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉施設に分類される施設は2施設です。 ●児童交流施設「ともだち」は、建設から30年以上経過している施設です。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none"> ●築30年以上経過している施設であることから長寿命化を推進し、現有施設を長期間使用するとともに、計画的な維持管理を進めることにより改修や更新費用の平準化を図ります。

③保健施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
保健センター	保健センター	日野	1	595	S61	RC造	新基準

運営方法	
直営	保健センター

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none"> ●保健施設に分類される施設は1施設です。 ●保健センターは、建設から30年以上経過しています。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none"> ●保健センターは、「日野町役場庁舎等長寿命化計画（個別施設計画）（令和3年3月策定）」に基づき、ロードマップに従い、長寿命化を図ります。また、不具合の早期発見、予防保全に努めます。 ●保健センターは、主に保健事業を行う際に活用しているため、利用頻度の高いところから優先的に改修等をしていきます。

④その他社会福祉施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
勤労者福祉施設	勤労福祉会館	日野	3	854	S50	RC造	実施済

運営方法	
指定管理	勤労福祉会館

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none"> ●勤労者福祉施設に分類される施設は1施設です。 ●勤労福祉会館は、建設から30年以上経過しています。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none"> ●施設が老朽化し更新（建替え）時期が到来した場合、周辺の他用途の施設との複合化や、利用実績や今後の需要を踏まえた適切な施設規模による更新（建替え）を実施します。

(8) 行政系施設

①庁舎等

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
庁舎	役場庁舎	日野	6	6,011	S55	RC造	実施済

運営方法

直営	役場庁舎
----	------

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況

- 庁舎等に分類される施設は1施設です。
- 役場庁舎は、建設から30年以上が経過しています。
- 役場庁舎は、平成22年度から平成27年度にかけて大規模改修を実施し、平成25年度に耐震補強を実施しています。
- 役場庁舎は、大規模な修繕に至る前段階での雨漏り修繕や給排水設備の補修、空調機の補修等は不具合やその恐れを発見次第、速やかに補修を実施しています。

b. 維持管理方針

- 「日野町役場庁舎等長寿命化計画（個別施設計画）（令和3年3月策定）」に基づき、施設等の実態や利用状況、維持管理コストを考慮しながら、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減を図るとともに、公共施設等の適切な配置を実現し、持続性を確保していきます。
- 役場庁舎は、上記個別施設計画のロードマップに従い、長寿命化を図ります。また、不具合の早期発見、予防保全に努めます。
- 役場庁舎付属棟は、耐用年数を超過していますが、引き続き使用していきます。

②消防施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
消防詰所	消防団第1分団(日野)詰所	日野	1	48	S59	S造	新基準
	消防団第1分団(西大路)詰所	西大路	1	55	H1	RC造	新基準
	消防団第1分団(鎌掛)詰所	鎌掛	1	80	R3	S造	新基準
	消防団第2分団詰所	東桜谷	1	61	S62	SRC造	新基準
	消防団第3分団詰所	必佐	1	60	H2	S造	新基準

運営方法

直営	消防団第1分団(日野)詰所、消防団第1分団(西大路)詰所、 消防団第1分団(鎌掛)詰所、消防団第2分団詰所、消防団第3分団詰所
----	--

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況	
<ul style="list-style-type: none"> ●消防施設に分類される施設は5施設です。 ●建設から30年以上経過している施設は、消防団第1分団(日野)詰所、消防団第1分団(西大路)詰所、消防団第2分団詰所、消防団第3分団詰所の4施設です。 	
b. 維持管理方針	
<ul style="list-style-type: none"> ●施設が老朽化し更新(建替え)時期が到来した場合、周辺の他用途の施設との複合化も含めた更新(建替え)の検討を行います。 	

③その他施設

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
資料室	文化財資料室	日野	1	423	S14	W造	未実施
資料収蔵庫	旧南比都佐公民館	南比都佐	3	442	S43	W造	未実施
倉庫	資材倉庫	日野	1	207	S56	S造	未実施
防災施設	防災センター	日野	1	1,276	H28	S造	新基準

運営方法	
直営	文化財資料室、旧南比都佐公民館、資材倉庫、防災センター

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況
<ul style="list-style-type: none"> ●その他施設に分類される施設は4施設です。 ●建設から30年以上経過している施設は、文化財資料室、旧南比都佐公民館、資材倉庫の3施設です。 ●防災センターは、経過年数が少ないので、現段階では特に劣化・損傷等は見受けられません。
b. 維持管理方針
<ul style="list-style-type: none"> ●施設が老朽化し更新（建替え）時期が到来した場合、他用途の施設の空き室などに移転することを視野に入れた検討を行い、可能な限り更新（建替え）を行わないようにします。 ●防災センターは、「日野町役場庁舎等長寿命化計画（個別施設計画）（令和3年3月策定）」に基づき、ロードマップに従い、長寿命化を図ります。また、不具合の早期発見、予防保全に努めます。

(9) 公営住宅

①公営住宅

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
公営住宅	町営住宅第1内池団地	必佐	4	1,631	H13	W造	新基準
	町営住宅第2内池団地	必佐	1	1,163	S63	RC造	新基準
	町営住宅西山団地	必佐	5	934	S59	RC造	新基準
	町営住宅中山大谷団地	必佐	5	674	S49	RC造	未実施
	増田団地	必佐	4	270	S48	RC造	未実施
	内池公営住宅集会所	必佐	1	70	S63	W造	新基準

運営方法

直営

町営住宅第1内池団地、町営住宅第2内池団地、町営住宅西山団地、町営住宅中山大谷団地、増田団地、内池公営住宅集会所

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況

- 公営住宅に分類される施設は6施設です。
- 建設から30年以上経過している施設は、第2内池団地、西山団地、中山大谷団地、増田団地、内池公営住宅集会所の5施設です。

b. 維持管理方針

- 「日野町営住宅長寿命化計画（平成25年3月策定）」に基づき、安全で快適な住まいを長期に渡って確保するため、適切な需要量を検討するとともに、それらの修繕、改善、建替えなどの公営住宅等の活用手法を定め、長期的な維持管理を実施します。

(10) 公園

①公園

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造	代表棟の 耐震補強
公園	松尾公園	日野	1	42	H7	RC造	新基準
	内池公園	必佐	1	41	H15	W造	新基準
	ひばり野公園	日野	1	27	S63	RC造	新基準
	蔵王ダム公園	西大路	1	14	H10	RC造	新基準

運営方法

直営	松尾公園、内池公園、ひばり野公園、蔵王ダム公園
----	-------------------------

■現況と維持管理方針■

<p>a. 施設の現況</p> <ul style="list-style-type: none">●公園に分類される施設は4施設です。●いずれの施設も便所と小規模な建築物です。
<p>b. 維持管理方針</p> <ul style="list-style-type: none">●松尾公園と内池公園は、「日野町公園施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的な長寿命化を図ります。●施設が老朽化し更新（建替え）時期が到来した場合、各施設周辺の人口の変化等の状況から施設の必要性について検討を行います。

(11) 道路

■道路実延長・面積■

一般道路		自転車歩行者道	
実延長	248,129m	実延長	688m
道路面積	1,861,829 m ²	道路面積	3,550 m ²

■現況と維持管理方針■

a. 施設の現況

- これまでに一般道路 248.1km、自転車歩行者道 688m を整備しています。
- 上記の道路の他、農道、林道を整備しています。

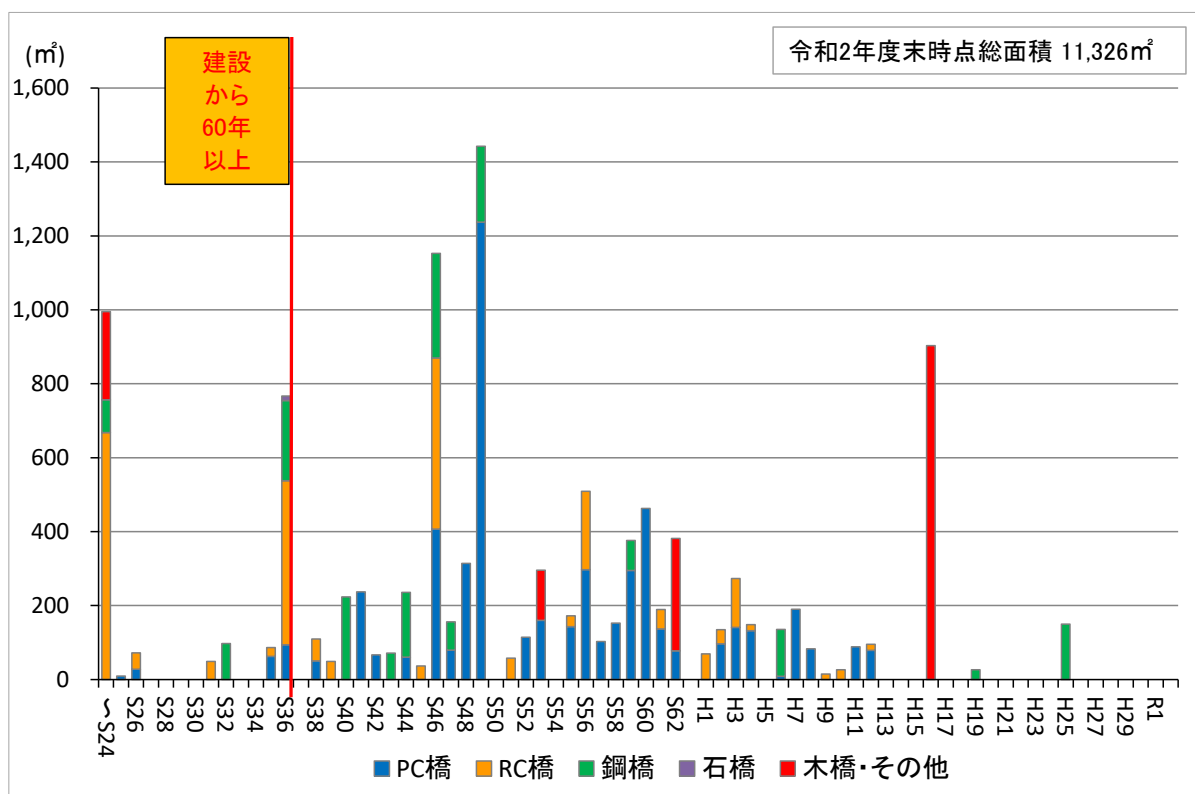
b. 維持管理方針

- 「日野町道路舗装修繕計画（平成 27 年 1 月策定）」の対象になっている区間（主要道路約 60km）は、その計画に従い、計画的な道路の修繕を実施します。
- 日野町道路舗装修繕計画の対象外の路線についても、損傷が発生した場合は速やかに修繕を行い、安全に通行できる道路の維持に努めます。
- 農道については、見回り、点検、診断を実施し、また、その結果に基づいて修繕や更新などの必要な対策を実施します。また、地元農業組合等で維持管理されている農道について損傷が発生した場合は、その損傷程度により協議し、地元農業組合等と共に農道の維持に努めます。また、日野東部地域広域農道の石子山トンネルについては、「トンネル個別施設計画」に従い、定期点検等を実施し点検結果に基づき、修繕や更新等、必要な対策を実施します。
- 林道については、「日野町治山林道施設長寿命化行動計画（平成 28 年 8 月策定）」に従って、見回り、点検、診断を実施し、また、その結果に基づいて修繕や更新などの必要な対策を実施します。

(12) 橋りょう

■橋りょう数■

15m 以上	44 橋	15m 未満	113 橋
--------	------	--------	-------



■現況と維持管理方針■

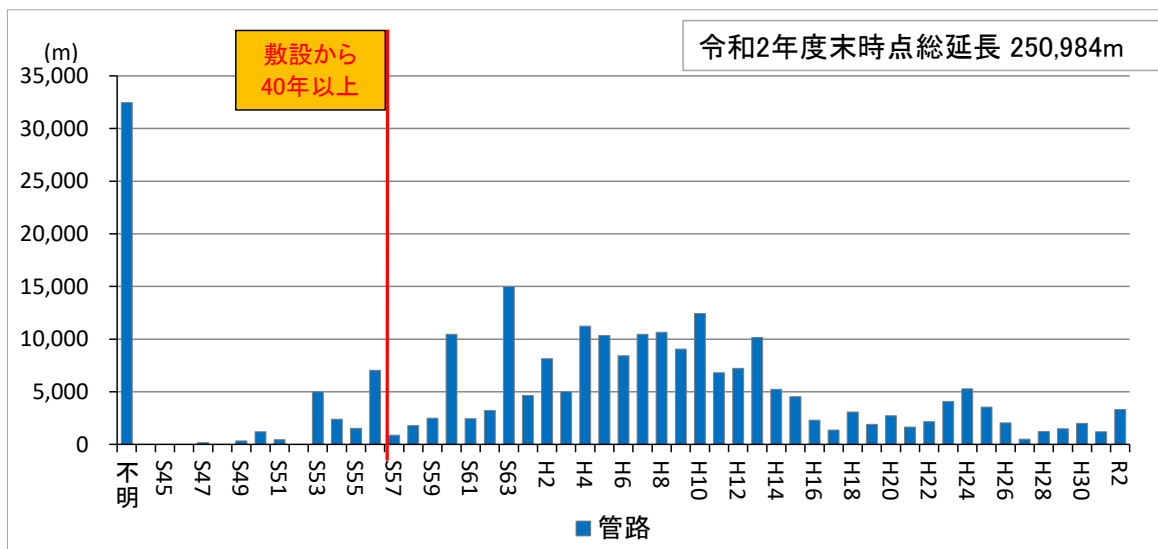
a. 施設の現況

- これまでに橋長 15m 以上の橋りょうを 44 橋、15m 未満の橋りょうを 113 橋整備しています。
- 建設から 60 年以上経過している橋りょうは面積ベースで全体の約 18%です。
- 上記の橋りょうの他、農道、林道として整備している橋りょうがあります。

b. 維持管理方針

- 社会的に重要な橋りょうは、「日野町橋梁長寿命化修繕計画（橋長 15m 以上：令和 3 年 11 月改訂、橋長 15m 未満：令和元年 7 月改訂）」に従い、計画的な橋りょうの修繕、及び、日常点検（パトロール、清掃等）・定期点検を実施します。
- 日野町橋梁長寿命化修繕計画の対象外の橋りょうについても、損傷が発生した場合は速やかに修繕を行い、安全に通行できる橋りょうの維持に努めます。
- 農道の橋りょうについては、「日野町農道施設長寿命化計画」に基づき、見回り、点検、診断を実施し、また、その結果に基づいて修繕や更新などの必要な対策を実施します。
- 林道の橋りょうについては、「日野町治山林道施設長寿命化行動計画（平成 28 年 8 月策定）」に従って、見回り、点検、診断を実施し、また、その結果に基づいて修繕や更新などの必要な対策を実施します。

(13) 上水道施設



■敷設年度別上水道管路整備状況■

■施設概要■

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の 建築年度	代表棟の 構造
上水道施設	湖南サンライズ加圧所	日野	1	65	S57	RC造
	五月台配水池	日野	1	158	H23	S造
	西部配水池	日野	2	412	S57	PC造
	中央配水池	日野	2	291	S56	PC造
	原加圧所	東桜谷	2	40	S60	RC造
	原配水池	東桜谷	1	40	H18	S造
	北脇加圧所	西桜谷	2	136	S63	RC造
	西明寺第1加圧所	西大路	1	30	S60	RC造
	西明寺第2加圧所	西大路	2	45	S60	RC造
	西明寺配水池	西大路	1	-	S46	RC造
	青葉台配水池	西大路	1	51	H24	S造
	東部配水池	西大路	2	308	S56	PC造
	平子・熊野地区簡易水道浄水場	西大路	1	72	H13	RC造
	平子・熊野地区簡易水道配水池	西大路	1	30	H13	S造
	曙第1加圧所	南比都佐	2	93	S58	RC造
	曙第2加圧所	南比都佐	2	66	H15	S造
	加圧滅菌室	必佐	1	24	S59	RC造
	中山加圧所	必佐	2	54	S61	RC造
遊休施設	村井低区配水池	日野	1	-	-	-
	野出簡易水道浄水場	西桜谷	1	-	-	-
	村井高区配水池	西大路	1	-	-	-
	綿向配水池	西大路	1	-	-	-
	鎌掛配水池	鎌掛	1	-	-	-
	三十坪水源池	必佐	1	-	-	-
	中山簡易水道配水池	必佐	1	-	-	-

■現況と維持管理方針■

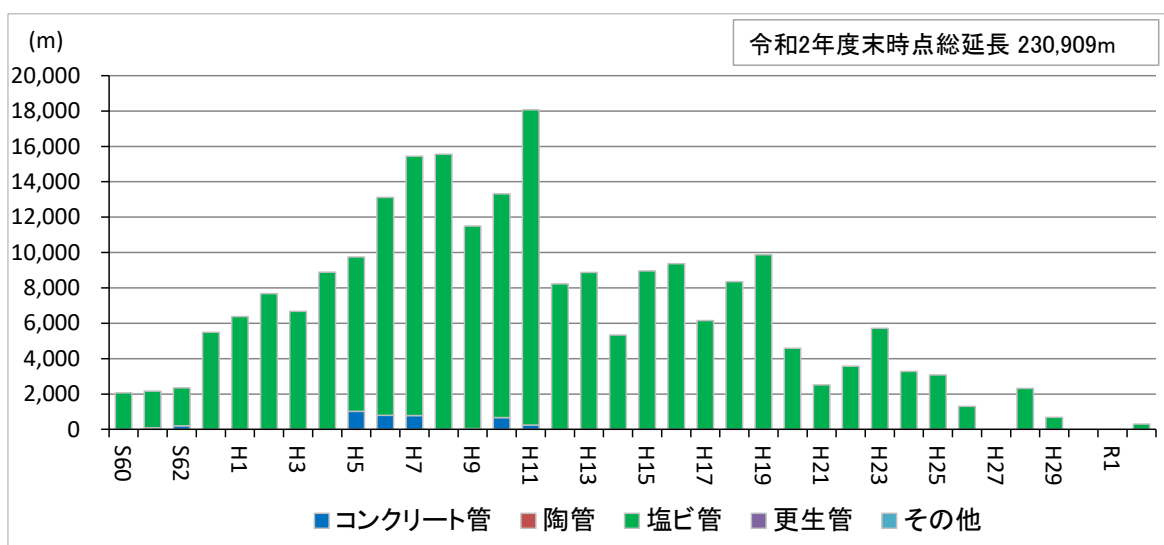
a. 施設の現況

- 上水道の管路は、令和2年度末現在で約251.0km整備しています。
- 建設から40年以上経過している管路（整備年度不明の管路を含む）は、全体の約20%となっています。
- 施設は25施設となっています。しかし、そのうち7施設が遊休施設です。
- 建設から30年以上経過している施設は12施設です。

b. 維持管理方針

- 日野町水道ビジョン（令和元年12月）を基に、厚生労働省の新水道ビジョンが示す新たな取組も踏まえながら、新水道ビジョンの策定及び管路等の大量更新時代に備えて、整備や維持管理に必要なデータを蓄積していきます。
- 整備や維持管理に関する具体的な施策は以下の通りです。
 - ・日野町水道事業基本計画（平成31年3月）/日野町水道事業管路耐震化・更新計画（令和2年3月）/日野町水道施設耐震診断基礎調査及び耐震基本計画（平成22年3月）/日野町水道事業経営戦略（令和2年3月）/アセットマネジメントの策定（平成27年度）新管路システムの構築（平成28年度）主要配水池の耐震二次診断（平成28年度）/主要配水池を結ぶ主要幹線配水管の更新（耐震化）（平成26年度～平成32年度）/管路スコープ検査及び管路洗浄（平成27年度～）/試掘による管路及び土質調査

(14) 下水道施設



敷設年度別下水道管路整備状況

施設概要

小分類	施設名	地区	棟数	延床面積 (㎡)	代表棟の建築年度	代表棟の構造
農業集落排水処理施設	奥津保地区農業集落排水処理施設	東桜谷	1	174	H8	RC造
	原地区農業集落排水処理施設	東桜谷	2	113	H10	RC造
	佐久良・奥之池地区農業集落排水処理施設	東桜谷	2	193	H9	RC造
	東桜谷地区農業集落排水処理施設	東桜谷	1	115	H9	RC造
	西桜谷地区農業集落排水処理施設	西桜谷	1	139	H4	RC造
	蔵王地区農業集落排水処理施設	西大路	2	127	H6	RC造
	鎌掛地区農業集落排水処理施設	鎌掛	1	200	H6	RC造
	砂川地区農業集落排水処理施設	南比都佐	2	174	H3	RC造
	南比都佐地区農業集落排水処理施設	南比都佐	1	80	H1	RC造

現況と維持管理方針

a. 施設の現況

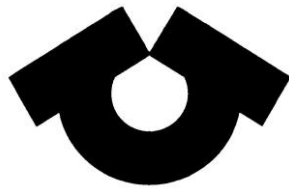
- 下水道の管路（雨水渠含む）は令和2年度末現在で約230.9km整備しています。
- 敷設から50年以上経過している管路はありません。
- 施設は9施設となっています。
- 南比都佐地区農業集落排水処理施設は、建設から30年以上経過しています。

b. 維持管理方針

- 「日野町下水道ストックマネジメント計画（令和2年1月）」、「日野町農業集落排水施設最適整備構想（令和2年8月）」に基づき、施設の維持管理を行います。
- 現在行っている施設の日常点検を引き続き実施し、安定した処理施設の継続を図ります。
- また、現在、機能強化事業による処理施設及びマンホール等の点検、機器交換・修繕を行っており、引き続き実施していきます。

参考 本章に掲載する施設一覧の記載内容

小分類
施設の用途に応じて決定した施設分類の最小単位。
施設名
施設の名称。
地区
「日野」「東桜谷」「西桜谷」「西大路」「鎌掛」「南比都佐」「必佐」の区分。
棟数
各施設に設置されている棟の数。
延床面積
各施設の延床面積。複数の棟を有する施設は各棟の合計を記載している。
代表棟の建築年度
単独棟の施設はその建築年度、複数の棟を有する施設は主要な棟の建築年度を記載。
代表棟の構造
W造：木造，RC造：鉄筋コンクリート造，S造：鉄骨造，SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 CB造：コンクリートブロック造，PC造：プレキャストコンクリート造 なお、複数の棟を有する施設は主要な棟の構造を記載。
代表棟の耐震補強
単独棟の施設はその棟の耐震補強の有無、複数の棟を有する施設は主要な棟の耐震補強の有無を記載。 「新基準」：新耐震基準導入後（昭和 57 年度）以降に建設された建築物。 「実施済」：耐震補強が実施済みの建築物。 「未実施」：耐震補強が未実施の建築物。 「不要」：旧耐震基準時代（昭和 56 年度以前）の建築物であるが、耐震診断の結果、耐震補強が不要であった建築物、もしくは、建設当時から、新耐震基準で建てたことが明らかになっていた施設。
運営方法
「直営」：次に掲げるもの以外。 「指定管理」：指定管理者制度を導入している施設。 「貸付」：民間団体（企業を含む）への貸付を行っている施設。 「遊休施設」：何の用途にも利用されていない施設。



日野町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定

令和 4 年 3 月改定

日野町総務課

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地

電話 : 0748-52-1211 (代表) FAX : 0748-52-2043

E-mail : soumu@town.shiga-hino.lg.jp